

弓削商船高等専門学校寮生会会則

制 定 平成元年4月 1日

最終改正 令和4年4月 1日

(名称)

第1条 本会は、弓削商船高等専門学校寮生会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、学校指導のもとに、寮生活が健全にかつ、有意義に営まれることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、弓削商船高等専門学校の全寮生をもって構成する。

(運営機関)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の機関を置く。

- 一 寮生総会
- 二 役員会
- 三 指導寮生会
- 四 専門委員会
- 五 会計監査委員会
- 六 選挙管理委員会

2 前項の定める各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、決議には出席者の過半数の同意を必要とする。

(寮生総会)

第5条 寮生総会は、本会最高の決議機関であり、寮生会長がこれを招集する。

(定期総会)

第6条 定期寮生総会（以下「定期総会」という。）は、年2回開くものとする。

(臨時総会)

第7条 臨時寮生総会（以下「臨時総会」という。）は、次の場合に開くことができる。

- 一 全寮生の3分の1以上が必要と認めたとき。
- 二 役員会が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第8条 寮生会長は、総会の7日前までに議題等について告示し、また寮務主事に届け出なければならない。

(総会の審議事項)

第9条 寮生総会は、次の事項について審議する。

- 一 会則の改正

- 二 予算及び決算の承認
- 三 活動計画及び活動報告
- 四 役員の承認
- 五 会計監査報告
- 六 その他の重要事項

(議長の選出方法及び書記の設置)

第10条 議長は寮生会長が指名し、出席者の過半数の承認を受けるものとする。また、別に書記を置く。書記は役員会の書記がこれに当たる。

(役員会の構成及び職務)

第11条 役員会は次の役員をもって構成し、総会につぐ決議機関であり、寮生会の運営に当たる。

- | | |
|---------------|----|
| 一 寮生会長 | 1名 |
| 二 寮生副会長 | 2名 |
| 三 書記 | 1名 |
| 四 会計 | 1名 |
| 五 指導寮生会長 | 1名 |
| 六 風紀委員長 | 1名 |
| 七 レクリエーション委員長 | 1名 |
| 八 食糧委員長 | 1名 |
| 九 環境整備委員長 | 1名 |

(役員会の招集)

第12条 寮生会長は、次の場合に役員会を招集する。

- 一 寮生会長が必要と認めたとき。
- 二 役員の過半数の要求があったとき。

(役員会の定足数)

第13条 役員会は、役員定数の3分の2以上の出席がなければ、開催し審議することができない。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は次の事項について審議する。

- 一 予算案及び活動計画案の作成
- 二 専門委員会からの提出事項
- 三 その他役員会が必要と認めた事項

(役員の選出方法及び任期)

第15条 学生会長、寮生副会長、書記及び会計は、寮生の直接選挙により選出される。その任期は1年とし、毎年7月に始まり翌年6月に終る。

(指導寮生会の役割)

第16条 1年生、2年生の寮生の世話等指導に当たるため、指導寮生で構成する指導寮生会を開く。

(指導寮生候補者の選出)

第17条 指導寮生は、4年生及び5年生の寮生のうちから、役員会及び寮務主事・寮務主事補で候補者をあげる。

(専門委員会の種類)

第18条 役員会のもとに、次の専門委員会を置く。

- 一 風紀委員会
- 二 レクリエーション委員会
- 三 食糧委員会
- 四 環境整備委員会

(専門委員会の構成と選出方法)

第19条 各委員会は、委員長と委員をもって構成される。

2 各委員は、毎年7月の当初各棟各階より1名ずつ選出する。

(各委員の任務)

第20条 各委員の任期は1年とし、毎年7月に始まり翌年6月に終る。

(各委員会の所掌事務)

第21条 各委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 風紀委員会 寮生の日常生活の規律、秩序の維持、礼儀及び服装に関すること。
- 二 レクリエーション委員会 寮生の文化、体育行事の企画及び運営に関すること。
- 三 食糧委員会 寮生の食事に関すること。
- 四 寮内外の清掃及び保健衛生に関すること。

(委員会の招集、定足数及び任務)

第22条 専門委員会は、必要の都度、各委員長が招集する。

2 専門委員会は、定数の3分の2以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の賛成による。

3 専門委員会は、年度初めに年間の計画を立案し、これを役員会に提出する。

4 各委員長は、専門委員会の活動状況を、役員会に報告しなければならない。

(会計監査の任務)

第23条 会計監査は、本会のすべての会計について、年度末に監査し、その結果を定期総会において報告しなければならない。

(会計監査の選出)

第24条 会計監査は2名とし、定期総会において、議長の推薦により選任され、出席者の過半数の承認を得るものとする。任期は1年とする。

(選挙管理委員会の任務)

第25条 選挙管理委員会は、寮生会長、寮生副会長、書記及び会計の選挙について次の業

務を行う。

- 一 選挙の告示
- 二 立候補者の受付
- 三 投票の準備
- 四 開票及び当選者の決定
- 五 選挙に関する記録
- 六 その他選挙に関する必要な事項

(選挙管理委員の選出)

第26条 選挙管理委員は、毎年7月の当初各学年各クラスより1名ずつ選出する。委員会は、委員長を互選により選出する。委員長は委員を代表し、委員会の業務を統括する。任期は1年とする。

(選挙)

第27条 選挙管理委員会は、次の職務を行うものとする。

- 一 告示は、選挙の1週間前とする。
- 二 立候補者の受付は、1週間前とする。
- 三 立候補者は選挙管理委員会に届出るものとする。
- 四 投票は、単記無記名投票とする。
- 五 開票は公開とし、即日開票とする。

(当選者の確定)

第28条 寮生会長及び寮生副会長は、有権者の3分の2以上の投票数を必要とし、有効投票数の過半数の得票をもって当選とする。

2 最高投票者の得票数が過半数に満たない場合には、上位2名について決選投票を行う。

(経費)

第29条 本会の経費は、会費その他の雑収入をもって充てる。寮生会費として、年額3,000円を2期に分けて、5月(2,000円)と10月(1,000円)に納入するものとする。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(現金の保管)

第31条 本会の会計業務は、寮生会長の責任において会計が取り扱い、現金の保管については、学生課寮務係に依託するものとする。

(予算)

第32条 本会の予算案は、年度初めに役員会が原案を作成し、総会の承認を得なければならない。

(決算書)

第33条 本会の決算書は、年度末に会計が作成し、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(雑則)

第34条 会則の改正及び変更は、寮生総会において、3分の2以上の賛成を得た上で、校長の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

(第29条改正 4月→5月)